

「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令(案)」及び
「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定する
デジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令(案)」に対する意見募集の結果

No.	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	命令等へ反映の有無
1	単なるデジタルでの置き換えではGDPは増えないので、ソーシャルイノベーションや総需要を増すような政策を打っていただきたい。そのような施策が考えられていますか	地方公共団体情報システムの標準化・共通化の取組は、住民の皆様の利便性の向上と地方公共団体の行政運営の効率化に寄与することを目的とするものであり、本政令案及び命令案の趣旨は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律(令和3年法律第40号。以下「標準化法」という。)第2条第1項の規定に基づき標準化対象事務を定めるものです。	なし
2	地方公共団体における事務手続きについて、国(政府)があまり介入しすぎるのは、適切ではないと思います。たしかに便利な面もありますが、地方に住むのは、デジタル化に不慣れなお年寄りが多いです。ケースバイケースで対応していただきたいと存じます。	地方公共団体情報システムの標準化・共通化の取組は、住民の皆様の利便性の向上と地方公共団体の行政運営の効率化に寄与することを目的とするものであり、今後も広く御意見を伺いながら進めてまいります。	なし
3	1.今は、給与支払報告書を提出した以降に転籍し、かつ、転籍先会社の指定番号がない場合は住民税決定通知税額を紙でしか送付してもらえないが、データでも送信していただきたい。(転籍後の会社の指定番号がある場合はデータ送信されている認識) 2.住民税個人通知書の配布方法が紙からデータに変わった際には、データを特徴義務者経由で送るのではなく、マイナポータルから従業員本人が取り出せる方式としていただきたい。 3.eLATXポータルで申請できるファイル(例えば「所在地名称変更届」等)はすべて仕様を公開していただきたい。理由は、仕様に則って作ったファイルを取り込んで申請したいため。 4.給与支払報告書データに「特徴にかかる書類の送付先」項目をつくっていただきたい。 5.住民税月額額は、年税額を月数で割って初月に端数を乗せる按分方法のため税額変更翌月以降は同額であるはず。しかし、まれに同額でない月がある。基本の按分方法に則って、税額変更翌月以降は同額としていただきたい。 6.税額通知データを差替えや変更の理由により複数回送付する場合は、連番や変更日をつけるなどして何が最新か判別できるようにしていただきたい。 ・今は、マイナンバーと個人を紐づける行為が厳しく制限されているため住民税額通知データにマイナンバーが入って送られてくるもののそれを外す作業を行ってから使用している。「住民税額通知データに入っているマイナンバーと受給者番号を紐づけて使用してもよい」と法令で明言していただきたい。	左記ご意見は、税務システム標準仕様書やeLTAXにおける電子データの構成等についてのご要望と理解します。左記については、地方団体やeLTAXを運営する地方税共同機構、システムベンダーなど、関係者の意見を踏まえつつ、今後とも検討していきます。 また、個人番号等の利用等については、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)」に詳細が定められているところですが、個人番号の取り扱いの法的変更については慎重な検討を要するものと考えます。	なし
4	地方税に係る標準化対象事務に、たばこ税及び入湯税も対象税目として加えていただきたい。	税務システムの標準化の対象税目については、「新経済・財政再生計画改革工程表2019」(令和元年12月19日経済・財政諮問会議)及び「デジタル・ガバメント実行計画」(令和元年12月20日閣議決定)において規定されているとおり、地域情報プラットフォーム標準仕様書における地方税業務ユニットの税目(個人住民税・法人住民税・軽自動車税・固定資産税・収滞納管理)を基本としており、市区町村が実施する事業所税や入湯税など上記税目以外の税目については、標準化の対象外としています。 これら対象外の税目に係る要件等については、標準準拠システムとは別に構築してアドオンするか、標準準拠システム外のシステムとして構築することになるものと考えています。	なし
5	身障手帳、療育手帳、精神手帳について、政省令に規定がないのはなぜでしょうか。障害者福祉システムでは基礎情報として必要な情報であることは当然のこととして、住民税や後期高齢者医療、生活保護、児童扶養手当等の多様な基幹系システムにおいても必要な情報であり、連携により利用できないと困ることになります。	地方公共団体情報システムの標準化・共通化については、「デジタルガバメント実行計画(令和2年12月25日閣議決定)」等において、市町村が情報システムを構築している地域情報プラットフォーム標準仕様で示されている業務について進めることとされていたことから、今般の政令案及び命令案においては、市町村が処理する事務を前提に標準化対象事務を定めることとしました。障害者手帳事務のように都道府県の委任を受けて市町村が処理する事務(大都市特例を含む)については、本政令案及び命令案の標準化対象事務には該当しませんが、住民サービスの向上と行政事務の効率化を図る観点から、自治体等のご意見や他の業務分野の検討状況等を踏まえ、引き続き取扱いを検討してまいります。	なし

No.	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	命令等へ反映の有無
6	別紙1の18号 「前各号に掲げる事務に附帯する事務」という文言は、各号に明記されている事務に直接関連する事務のみを指しているのでしょうか？ 具体的には、地方自治体の事業である小児（乳幼児）医療費助成、ひとり親等医療費助成については、標準化の範囲に含まれるか未だに明確ではありませんが、この規定に含まれるか否か、その解釈や認識についてご教示願います。	「前各号に掲げる事務に附帯する事務」とは、第1号から第17号までの規定に加えて、例えばシステムにおける項目の管理や各種検索、履歴照会等の事務のように、法令上は規定されていないものの、標準化対象事務をシステムで処理するために必要な事務を、本政令上でも確認的に規定するものです。	なし
	別紙1の13号 別紙2の第12条 児童福祉法6条の2に定める小児慢性特定疾病、児童福祉法20条に定める療育医療、母子保健法20条に定める養育医療について記載がありませんが、これらの取り扱いはどうなるのかご教示願います。	小児慢性特定疾病関係及び母子保健関係の標準化対象事務については、現在検討中であり、本政令案及び命令案の制定時点では抽象的な事務・業務分野を規定することとし、標準仕様書の作成・公表の段階で、必要に応じて、標準化対象事務の見直しを行うことを想定しています。	なし
	別紙1の16号 別紙2の第15条 国民健康保険と異なり、「給付の実施」と「（保険料の賦課）」が含まれていませんが、市町村所管業務のみが標準化される認識でよろしいでしょうか。例えば、賦課のための所得データに係る処理を市町村で行う場合、各文のどこに該当するのかご教示願います。	法令上、市町村所管業務とされているものについて、標準化対象としています。 なお、御指摘の内容については標準仕様書の対象業務に含める方向で検討しています。	なし
	別紙1の10号、15号、16号 別紙2の第9条、第14条、第15条 別紙1の15号で「被保険者の資格の取得及び喪失、保険給付の実施又は保険料（地方税法の規定による国民健康保険税を含む。）の賦課及び徴収に関する事務」、16号で「被保険者の資格の取得及び喪失又は保険料の徴収に関する事務」との記載がありますが、国民健康保険法第82条、及びその根拠である高齢者の医療の確保に関する法律第18条に規定されている、「特定健康診査」「特定保健指導」について政省令上でどのような位置付けとなるかご教示願います。 （理由） ・横浜市では、現在、独自で国民健康保険の資格管理を行うシステムを運用しており、「特定健康診査」「特定保健指導」についても、このシステムとの連動する形で、資格に管理、受診券等の発行業務で運用しています。 ・「特定健康診査」「特定保健指導」が標準化の対象外事業となり、標準準拠システムとリアルタイム連携が不可能となる場合は、国保連合会が開発した「特定健診管理システム」にて資格管理、受診券等の発行等、運用することになります。が、国民健康保険の資格情報をリアルタイムで反映できないため、区役所等の窓口で即日受診券等を発行できなくなり、利用者の利便性が低下することになります。 （案） ・「特定健康診査」「特定保健指導」について、「健康管理」のカテゴリーで運用を想定しているのであれば、別紙1の10号若しくは14号、及び別紙2の第9条若しくは第14条に「国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律で定める、特定健康診査及び特定保健指導」を追加し、別途標準化対象事務である「国民健康保険」とリアルタイム連携出来るようご対応をお願いします。 ・本案を修正しない場合は、「特定健診管理システム」と標準準拠システムをリアルタイム連携できるようご対応をお願いします。	「特定健康診査」「特定保健指導」については、地方自治体毎に管理するシステムや事務取扱等が異なっている現状があるため、当該現状を踏まえ、引き続き検討してまいります。	なし

No.	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	命令等へ反映の有無
6	別紙1の17号 別紙2の第16条 政令案及び省令案では国民年金法、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律、年金生活支援給付金の支給に関する法律に規定される事務(以下、国民年金等事務という)のうち地方自治体が行う事務である、国民年金法にかかる法定受託事務の一部(被保険者の資格の種別変更、住所変更及び氏名変更、被保険者受給権者の死亡など)及び協力連携事務(基礎年金番号通知書の再交付など)並びに年金生活者支援給付金法による事務(認定請求書受理、所得情報提供など法定受託事務など)等について標準化対象事務に含まれていません。(含まれていることが明記されていません)。 地方自治体が行う国民年金等事務のうち、自治体独自事務ではない事務(「市町村事務処理基準」に規定された事務はもとより国民年金法にかかる法定受託事務及び協力連携事務並びに年金生活支援給付金法にかかる法定受託事務及び協力連携事務等)については、あますことなく標準化対象事務に含めていただくようご対応をお願いします。 (理由) ・標準化対象事務に含まれていない事務については、地方自治体が独自にシステムを整備する必要があり、事務によって独自システムと標準準拠システムの複数のシステムを使い分けなければならなくなります。その場合、住民窓口での業務効率さが下がり住民サービスの低下を招く恐れがあります。また複数システムを運用することは人的・コスト的に非効率であると考えます。 ・地方自治体が行う国民年金等事務の多くは法定受託事務であり、法定受託事務は「市町村事務処理基準」により、協力連携事務の一部は厚生労働省通知等により処理手順の統一化が図られ地方自治体による差異がないことから、地方自治体ごとに独自システムを整備する必要性がないと考えます。特に保険料免除所得確認事務及び年金生活者支援給付金所得提供事務における基準所得の算定は、給付要件の判断の根拠となることから地方自治体による差異が許されないシステムであります、実際に差異が見つかっており、標準化の効果が高いシステム、標準化されるべきシステムであると考えます。 ・以上から標準化対象事務に含めない事務を残すことは「(略)住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化に寄与することを旨として、行われなければならない。」(地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第三条)とする標準化の理念に沿わないのではないかと考えます。	当該規定については、国民年金法に関する法定受託事務(被保険者資格の種別変更、住所変更、氏名変更等を含む)を標準化対象事務とすることを念頭に規定を行っております。 また、国民年金に関する事務を含む、今後標準仕様書が作成される事務については、本政令案及び命令案の制定時点では抽象的な事務・業務分野を規定することとし、標準仕様書を公表し、更に事務を特定できた段階で、必要に応じて、標準化対象事務の見直しを行うことを想定しています。 なお、標準仕様書の作成に当たっては、協力連携事務や、年金生活者支援給付金の支給に関する法律に係る事務との関係性にも十分に留意しつつ、検討を行ってまいります。	なし
	別紙1の17号 別紙2の第16条 政令案及び省令案では国民年金法による事務である旨及び総称的事務名が明記されていますが、法のいずれの条文に規定される事務であるのか明記されておらず対象範囲が不明瞭であるため、明文化をお願いします。(対象範囲が不明瞭である例として、「保険料の免除に関する事務」とは国民年金法第八十九条第二項に規定する申出(いわゆる法定免除該当納付申出)の受理に係る事務を含むのかがわかりません。)	国民年金に関する事務を含む、今後標準仕様書が作成される事務については、本政令案及び命令案の制定時点では抽象的な事務・業務分野を規定することとし、標準仕様書を公表し、更に事務を特定できた段階で、必要に応じて、標準化対象事務の見直しを行うことを想定しています。 なお、お尋ねの「保険料の免除に関する事務」には、国民年金法第89条第2項に規定する申出の受理及び当該申出についての事実の審査に関する事務(法定免除関係)が含まれております。	なし
	別紙1の17号 別紙2の第16条 「(当該支給及び免除を除く。)」について、「当該支給」とは「年金である給付若しくは一時金の支給」を指すのではないかと推察しますが、「年金である給付若しくは一時金の支給」に関する事務は標準化対象事務に含むのかご教示ください。また、含む場合に「除く」とはいずれの事務が除かれるのかご教示願います。(「免除」も同様)	当該規定については、地方公共団体が実施しない事務を除く趣旨で「(当該支給及び免除を除く。)」と記載しておりましたが、対象となる事務を分かりやすくするため、案を修正することとします。なお、地方公共団体が実施しない事務を含むものではありません。	あり
7	第五号に以下の定義があります。 五 市町村長(特別区の区長を含むものとし、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、市長又は区長若しくは総合区長とする。)が作成する印鑑に関する証明書の交付に関する事務 印鑑に関する証明書の交付に関する事務とされていますが、その法的根拠は何となるのでしょうか。また証明書の交付に関する事務のみでよいのでしょうか。登録・管理の事務も存在するのではないのでしょうか。これらを定めているのは、各市町村の条例なのでその旨記載が必要ではないのでしょうか。 また、他の条文には、それを定めるデジタル庁令にて事務が定義されていますが、本条は定義されていません。なぜでしょうか。	地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)等の用例を参考に、印鑑の登録等の事務を含めて、本政令案第五号のとおり規定しています。また、これらの事務は、法令上の根拠を有する事務ではなく、また、法令から委任された条例に基づく事務にもあたらないことから、根拠法令の特定を行っておりません。また、同理由により、根拠条文の特定も不要であることから、本政令案の規定により、標準化の対象とすべき事務の必要な特定が出来るため、デジタル庁令・総務省令への委任を不要としています。	なし
8	子ども・乳幼児を対象とした医療費助成に関する事務、ひとり親家庭等を対象とした医療費助成に関する事務、母子父子寡婦福祉資金貸付に関する事務についても、標準化の対象事務に追加することをご検討くださいますようよろしくお願いいたします。	今般の標準化対象事務については、主として法令で定められている等により地方公共団体において実施することとなっている事務について、地方公共団体における情報システムによる処理の内容の共通性や、住民の利便性の向上及び行政運営の効率化といった効果を踏まえて対象範囲を検討したものであり、ご指摘の事務については含まれておりません。	なし

No.	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	命令等へ反映の有無
9	地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令の第十八号 十八 前各号に掲げる事務に附帯する事務 と記載があるが、この条文により標準化対象事務が対象範囲を特定していないようにとらえられるため、地方公共団体の情報システムの標準化に反することとならないか。	「前各号に掲げる事務に附帯する事務」とは、第1号から第17号までの規定に加えて、例えばシステムにおける項目の管理や各種検索、履歴照会等の事務のように、法令上は規定されていないものの、標準化対象事務をシステムで処理するために必要な事務を、本政令上でも確認的に規定するものです。	なし
10	就学奨励に関する事務については、デジタル庁令・総務省令で定める命令に加えるべきである。 これは特別支援学級もしくは通常学級に在籍し、学校教育法施行令第22条の3に該当する児童生徒に対し、就学に必要な経費を負担する事務である。 デジタル庁令・総務省令で定めるもののの中に就学援助に関する事務があるが、認定基準は異なるものの、就学奨励に関する事務と同様に経済的に就学困難な児童生徒へ必要な経費を負担するという点では同じである。就学奨励費に関する事務についても学齢簿情報と連携することで事務の効率化を図っているところである。また、就学援助と連携することで、二重支給が生じないように管理をしている。 就学奨励に関する事務処理だけを別のシステムで行うことは二重管理が生じる。 別個に標準化システムと連携するのではなく標準対象としてシステムに実装するのが望ましいと考える。	標準化対象事務に特別支援教育就学奨励に関する事務を加えることについては、地方公共団体における実態や必要性と、本事務を加えることについての要請等を踏まえ、今後必要に応じ検討してまいります。	なし
11	公営住宅法による公営住宅及び住宅地区改良法による改良住宅等に関する事務(以下、住宅に関する事務という。)をシステムの標準化の対象に入れられたい。 住宅に関する事務は、税情報や生活保護情報等と密接に連携する事務であり、市町村単位のみならずならず、都道府県単位でも公営住宅等を管理していることから、同一の住宅に関する事務をほとんどの地方公共団体が行っている。さらに、住宅に関する事務は、家賃の算定方法等のシステムで管理が必要な事項について法令に定めがあるため、全国で統一されたシステムを導入することが可能であると考ええる。 また、これまで住基情報や税情報等の地方公共団体内のシステムで内部連携していたものについて、これらのシステムが標準化されることで住宅に関する事務のシステムとの連携構築の費用が高額となることが危惧される。併せてシステム間連携のみならず、導入、保守運用コストの増大も危惧される。 また、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律において、法定事務に位置付けられており情報連携を行っている自治体が数多くあるが、標準システムが導入され、住宅に関する事務のシステムから中間サーバーへの接続が容易になれば番号事務の導入が加速すると考えられる。	標準化法の趣旨に鑑み、引き続き検討してまいります。	なし
12	政令案第12号、命令案第11条 →細かい部分は庁令・省令で定めるものと存じますが、保護の決定及び実施の部分にどこまでを含むのかがわかりにくく、保護施設や医療機関等の指定、債権管理等も含むのか等、生活保護法のどの部分に関する事務を対象とするのか列挙することをご検討ください。 また、保護の決定及び実施の部分に保護費の返還・徴収に関する事務が含まれていない場合、現状の各自治体の取扱いから統一システムでの運用が難しいこととは存じますが統一的な運用がされるべきであり、対象となる事務に「保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務」の追加をご検討ください。	生活保護に関する事務については、今後標準仕様書が作成されることとなっており、本政令案及び命令案の制定時点では抽象的な事務・業務分野を規定することとし、標準仕様書を公表し、更に事務を特定できた段階で、必要に応じて、標準化対象事務の見直しを行うことを想定しています。 なお、本政令案及び命令案に規定している、保護の決定及び実施に関する事務は、保護費の返還・徴収に関する事務を含んでおります。	なし
	命令案第13条 →政令、命令で定める業務がより広い範囲になり、標準仕様書と一致していませんが今後より詳細に別表等で規定するのでしょうか。 具体的には、介護保険法の第3章では介護認定審査会の事務が規定されていますが、介護システム標準仕様書では、認定審査会に係るシステムは対象になっていません。 また、第6章で地域支援事業等として規定されている、総合相談事業、権利擁護事業、包括的・継続的支援事業にかかる事務に必要なシステムも標準仕様書に含まれていません。	介護保険システム標準仕様書【第1.0版】については2021年8月に公表しておりますが、現在、2022年の夏に向けて当該仕様書の改定を検討しているところです。 このため、介護保険におけるシステム標準化の対象となる事務の範囲は、今後の改定を見据え、本政令案及び命令案の制定時点でシステム標準化の対象となりうる事務を規定しています。 今後、更に事務を特定できた段階で、標準化対象事務の見直しを含め、対象範囲の明確化を行ってまいります。	なし

No.	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	命令等へ反映の有無
13	政令により省令へ委任した事項の規定の仕方がおかしい。 例えば、政令第1号では「児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であってデジタル庁令・総務省令で定めるもの」と標準化対象事務を規定しているが、これを受けて定めようとしている省令第1条では「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第2条第1項に規定する標準化対象事務を定める政令(以下「令」という。)第1号のデジタル庁令・総務省令で定める事務は、児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当又は特例給付の支給に関する事務とする。」と規定している。 委任する政令においても、委任される省令においても「児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当又は特例給付の支給に関する事務」とするのであれば、省令に委任する意味が全くない。政令の規定を省令の規定により詳しく規定するからこそ、政令の規定により省令に委任することに意味があるのであって、「児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当又は特例給付の支給に関する事務」の全部を対象とするなら、省令に委任する必要はなく、政令だけを定めれば良い。 政令第4号と省令第4条、政令第6号と省令第5条、政令第8号と省令第7条、政令第10号と省令第9条、政令第11号と省令第10条、政令第12号と省令第10条、政令第13号(国民年金法等の一部を改正する法律?福祉手当に関する事務の部分)と省令第12条第3号、政令第14号(健康保険法等の一部を改正する法律?改正前の介護保険法による介護保険に関する事務の部分)と省令第13条第2号、政令第15号と省令第14条、政令第16号と省令第15条、政令第17号と省令第16条も同じように政令と省令の範囲が同一であるため、政令において省令に委任する必要はないと考える。	今後標準仕様書が作成される事務については、本政令第1号及び命令案の制定時点では抽象的な事務・業務分野を規定することとし、標準仕様書を公表し、更に事務を特定できた段階で、必要に応じて、標準化対象事務の見直しを行うことを想定しています。	なし
14	行政手続きをすべてデジタル化して、デジタル庁で一括管理することに反対です。 令和3年の11月26日にデジタル庁はGoogleとAmazonに情報管理を任せる契約をしています。アメリカにはクラウド法といって、アメリカ企業の持つ情報を政府が令状なしで勝手に開示する権限があります。 地方自治体の行政手続きデジタル化する事で、重要な個人情報、海外に流出する恐れがあります。 今回の地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令(案)及び同令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令(案)に反対です。	地方公共団体情報システムの標準化・共通化の取組は、住民の皆様の利便性の向上と地方公共団体の行政運営の効率化に寄与することを目的とするものであり、御懸念のような個人情報の流出に繋がるものではありません。 いずれにしても、本取組の推進にあたっては、今後も広く御意見を伺いながら進めてまいります。	なし
15	ほぼ全ての行政手続き(※いわゆる役所に出す届け出→出生届、子育てに関する届、介護、予防接種、健診、年金、死亡届など)をデジタル化してマイナンバーで管理し、デジタル庁で一括管理する法案のようです。 令和3年11月26日にデジタル庁はGoogleとAmazonに情報管理を任せる契約をしています。アメリカにはクラウド法といって、アメリカ企業の持つ情報を政府が令状なしで勝手に開示する権限があります。 アメリカに日本人の情報が勝ってに利用される危険があります。 ゆりかごから墓場まで、監視・管理される社会が近づいてます。 断固反対!	地方公共団体情報システムの標準化・共通化の取組は、住民の皆様の利便性の向上と地方公共団体の行政運営の効率化に寄与することを目的とするものであり、御懸念のような個人情報の流出や監視・管理に繋がるものではありません。 いずれにしても、本取組の推進にあたっては、今後も広く御意見を伺いながら進めてまいります。	なし
16	なぜ日本の情報を海外が管理するのでしょうか 日本の情報を海外が把握する必要があるのでしょうか 百歩譲って、日本国が管理するならまだしも、個人を管理される筋合いがわかりません 日本を海外に売らないでください バカでもわかりますよ	地方公共団体情報システムの標準化・共通化の取組は、住民の皆様の利便性の向上と地方公共団体の行政運営の効率化に寄与することを目的とするものであり、御懸念のような個人情報の流出や監視・管理に繋がるものではありません。 いずれにしても、本取組の推進にあたっては、今後も広く御意見を伺いながら進めてまいります。	なし
17	令和3年11月26日にデジタル庁はGoogleとAmazonに情報管理を任せる契約をしています。アメリカにはクラウド法といって、アメリカ企業の持つ情報を政府が令状なしで勝手に開示する権限があります。 アメリカに日本人の情報が勝ってに利用される危険があります。 こういった点から、マイナンバーカードと個人情報の紐づけは反対します。	地方公共団体情報システムの標準化・共通化の取組は、住民の皆様の利便性の向上と地方公共団体の行政運営の効率化に寄与することを目的とするものであり、御懸念のような個人情報の流出や監視・管理に繋がるものではありません。 いずれにしても、本取組の推進にあたっては、今後も広く御意見を伺いながら進めてまいります。	なし
18	地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令(案)及び同令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令(案)に対する意見募集について。 断固反対致します。 令和3年11月26日にデジタル庁はGoogleとAmazonに情報管理を任せる契約をしています。アメリカにはクラウド法といって、アメリカ企業の持つ情報を政府が令状無しで勝手に開示する権限があります。 アメリカに日本人の情報が勝手に利用される危険があります。 ゆりかごから墓場まで、監視、管理される社会はまっぴらです。	地方公共団体情報システムの標準化・共通化の取組は、住民の皆様の利便性の向上と地方公共団体の行政運営の効率化に寄与することを目的とするものであり、御懸念のような個人情報の流出や監視・管理に繋がるものではありません。 いずれにしても、本取組の推進にあたっては、今後も広く御意見を伺いながら進めてまいります。	なし
19	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための 預貯金口座のの登録等に関する法律施行規則案にかかわる 意見募集について マイナンバーをデジタル化することによって知られては ならない個人情報が流出していますので反対します。	地方公共団体情報システムの標準化・共通化の取組は、住民の皆様の利便性の向上と地方公共団体の行政運営の効率化に寄与することを目的とするものであり、御懸念のような個人情報の流出に繋がるものではありません。 いずれにしても、本取組の推進にあたっては、今後も広く御意見を伺いながら進めてまいります。	なし

No.	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	命令等へ反映の有無
20	デジタル庁で行う住民基本台帳とマイナンバーの連動について廃案方針変更願います。デジタル庁の資料を扱うのはアマゾン、グーグルというアメリカの日本と言えば私企業情報会社です。すべての日本国民の個人情報が駄々洩れになります。 それを甘んじてよいのでしょうか。 まずマイナンバーと住民基本台帳に載っているすべての情報の連動を中止、住民基本台帳には必要最低限の情報を、また日本国憲法より批准が上のTTPの廃止、RCEP廃案脱退をあわせて意見します。	地方公共団体情報システムの標準化・共通化の取組は、住民の皆様の利便性の向上と地方公共団体の行政運営の効率化に寄与することを目的とするものであり、御懸念のような個人情報の流出に繋がるものではありません。 いずれにしても、本取組の推進にあたっては、今後も広く御意見を伺いながら進めてまいります。	なし
21	省令案に記載された個人情報が、デジタル庁はGoogleとAmazonに情報管理を任せる契約をしているが、アメリカにはクラウド法といって、アメリカ企業の持つ情報を政府が令状なしで勝手に開示する権限がある為、日本人の個人情報がアメリカに無断で利用される恐れがあります。よって、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令(案)及び同令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令(案)に反対します。	地方公共団体情報システムの標準化・共通化の取組は、住民の皆様の利便性の向上と地方公共団体の行政運営の効率化に寄与することを目的とするものであり、御懸念のような個人情報の流出に繋がるものではありません。 いずれにしても、本取組の推進にあたっては、今後も広く御意見を伺いながら進めてまいります。	なし
22	アメリカに日本人の個人情報が勝手に利用されること、またどんなにセキュリティを強化しても情報が漏洩する可能性があるので反対である。	地方公共団体情報システムの標準化・共通化の取組は、住民の皆様の利便性の向上と地方公共団体の行政運営の効率化に寄与することを目的とするものであり、御懸念のような個人情報の流出に繋がるものではありません。 いずれにしても、本取組の推進にあたっては、今後も広く御意見を伺いながら進めてまいります。	なし
23	個人情報を私たちの許可を得ず外国企業、GoogleやAmazonに管理されるのは、絶対反対です。 もし、この法案が通るなら、カードを返却したい。	地方公共団体情報システムの標準化・共通化の取組は、住民の皆様の利便性の向上と地方公共団体の行政運営の効率化に寄与することを目的とするものであり、御懸念のような個人情報の流出や監視・管理に繋がるものではありません。 いずれにしても、本取組の推進にあたっては、今後も広く御意見を伺いながら進めてまいります。	なし
24	デジタル化と共に全ての個人情報が国に管理されることを心配しています。その情報は本来自由で、他人に知られる必要のないものまで含まれています。ましてやアメリカの企業と契約をしているので、国外に個人情報が流出することになります。一旦流出した情報は拡散してその責任を追及することは不可能です。そのような危険性があり、また国や国民の利益を損ねることは、許せません。	地方公共団体情報システムの標準化・共通化の取組は、住民の皆様の利便性の向上と地方公共団体の行政運営の効率化に寄与することを目的とするものであり、御懸念のような個人情報の流出に繋がるものではありません。 いずれにしても、本取組の推進にあたっては、今後も広く御意見を伺いながら進めてまいります。	なし
25	上記の案に反対です。 マイナンバーで一元管理して、行政手続きをデジタル化することは危険だと思います。特に、メールですら誤送信するようなデジタル庁に国民の大事な個人データを預けることはできません。 また、GoogleとAmazonとデータ管理を契約しているとのことで、アメリカに日本国民のデータが勝手に取られないか心配です。(クラウド法でアメリカ政府は米国企業に令状なしで勝手にデータを開示できます。) また、すべて給付制度もそうですが、個人情報と給付という両者をデジタルで管理する事で、国民への監視や管理社会を生み出す懸念があります。 データが外に漏れることで、国民の生活自体も脅かされます。 いま、やることではないです。 確実に失敗します。 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令(案)」及び「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令(案)に私は反対です。	地方公共団体情報システムの標準化・共通化の取組は、住民の皆様の利便性の向上と地方公共団体の行政運営の効率化に寄与することを目的とするものであり、御懸念のような個人情報の流出や監視・管理に繋がるものではありません。 いずれにしても、本取組の推進にあたっては、今後も広く御意見を伺いながら進めてまいります。	なし
26	このままこの法案を通し、デジタル庁に個人情報を渡せば、アメリカに日本人の個人情報が売りわたされるのも同然なので絶対反対です。 他 同旨16件	地方公共団体情報システムの標準化・共通化の取組は、住民の皆様の利便性の向上と地方公共団体の行政運営の効率化に寄与することを目的とするものであり、御懸念のような個人情報の流出に繋がるものではありません。 いずれにしても、本取組の推進にあたっては、今後も広く御意見を伺いながら進めてまいります。	なし
27	令和3年11月26日にデジタル庁はGoogleとAmazonに情報管理を任せる契約をしたとの事ですが、外国の一企業が情報管理をしている状況で多数の国民の手続き情報をデジタル庁管理にしようというのは危機感を覚えます。 GoogleもAmazonも年々提示される情報の質が落ちており、悪質なwebページや品物・販売者をのさばらせている現状を見る限り、国家の情報を委ねるに適した組織だとは思えません。 更にその上本籍を外国に置いていとなれば、いざという時に従うのは日本ではなく外国の法律になります。 そういった状況の中、個人のセンシティブな情報をデジタル庁に管理される事に、私は反対します。	地方公共団体情報システムの標準化・共通化の取組は、住民の皆様の利便性の向上と地方公共団体の行政運営の効率化に寄与することを目的とするものであり、御懸念のような個人情報の流出や監視・管理に繋がるものではありません。 いずれにしても、本取組の推進にあたっては、今後も広く御意見を伺いながら進めてまいります。	なし

No.	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	命令等へ反映の有無
28	ほぼ全ての行政手続き(※いわゆる役所に出す届け出→出生届、子育てに関する届、介護、予防接種、健診、年金、死亡届など)をデジタル化してマイナンバーで管理し、デジタル庁で一括管理することになると情報漏洩があったときに個人情報すべて漏れてしまいます。 令和3年11月26日にデジタル庁はGoogleとAmazonに情報管理を任せる契約をしています。アメリカにはクラウド法とあって、アメリカ企業の持つ情報を政府が令状なしで勝手に開示する権限があります。 アメリカに日本人の情報が勝ってに利用される危険がありますので、反対します！	地方公共団体情報システムの標準化・共通化の取組は、住民の皆様の利便性の向上と地方公共団体の行政運営の効率化に寄与することを目的とするものであり、御懸念のような個人情報の流出や監視・管理に繋がるものではありません。 いずれにしても、本取組の推進にあたっては、今後も広く御意見を伺いながら進めてまいります。	なし
29	マイナンバーカードから 貯金口座登録反対です	ご意見については直接本政令案・命令案に係るものではないかと思いますが、地方公共団体情報システムの標準化・共通化の取組は、住民の皆様の利便性の向上と地方公共団体の行政運営の効率化に寄与することを目的とするものであり、今後も広く御意見を伺いながら進めてまいります。	なし
30	反対です 他 同旨3件	本政令案及び命令案に係る具体的な反対の理由は明らかではありませんが、本件政令案及び命令案は、標準化法第2条第1項に規定する標準化対象事務を定めるものです。 今後も広く御意見を伺いながら進めてまいります。	なし
31	貯金口座登録反対です この原案反対	ご意見については直接本政令案・命令案に係るものではないかと思いますが、地方公共団体情報システムの標準化・共通化の取組は、住民の皆様の利便性の向上と地方公共団体の行政運営の効率化に寄与することを目的とするものであり、今後も広く御意見を伺いながら進めてまいります。	なし
32	さすがにGoogle、Amazon という一企業に人の命を一任するのはどうかと思います。 民営化されてからのようちょ、 ラインなど 公的に使われていても何度も流出しましたよね。 特に海外の企業です。 防衛的にもどうかとおもいます。 わたしは断固反対です。	地方公共団体情報システムの標準化・共通化の取組は、住民の皆様の利便性の向上と地方公共団体の行政運営の効率化に寄与することを目的とするものであり、御懸念のような個人情報の流出や監視・管理に繋がるものではありません。 いずれにしても、本取組の推進にあたっては、今後も広く御意見を伺いながら進めてまいります。	なし
33	初めに、新型コロナウイルスはDNAタイプのウイルスです。 そう言うことで、そんな大間違いをしている政府にまともな運用ができるとは思えませんし、何をしても致命的な不具合を常に孕むでしょう。 先ず私は政府を全く信用しておりませんし、出来るだけ関わりたくもないです。 また、コロナ禍以降憲法を犯す、人の権利を侵すそういった政策や言動が目立ちます。 今回の地方公共団体情報システムの標準化についても、突貫的に進められている様子が露骨過ぎます。 そんなシステム、デジタル庁に個人情報を預けるわけにはいきません。 社名不開示の業者はどこですか？他国の業者ですか？ 情報を売るつもりなのでしょうか？ とにかく信用なりません。 直ちに搾取をやめ、税金の無駄遣いをやめてください。 ー先ずアベノミクス期の住基関連で無駄にしたお金を返してください。 あなた達には国営は無理です。	本政令案及び命令案に係る具体的な反対の理由は明らかではありませんが、本件政令案及び命令案は、標準化法第2条第1項に規定する標準化対象事務を定めるものです。 今後も広く御意見を伺いながら進めてまいります。	なし
34	個人資産を民間企業に一括管理させることに反対です。	地方公共団体情報システムの標準化・共通化の取組は、住民の皆様の利便性の向上と地方公共団体の行政運営の効率化に寄与することを目的とするものであり、御懸念のような個人情報の監視・管理に繋がるものではありません。 いずれにしても、本取組の推進にあたっては、今後も広く御意見を伺いながら進めてまいります。	なし

No.	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	命令等へ反映の有無
35	デジタル庁令・総務省令案 第9条第2号 上記の条文だけでは、母子保健に関する標準化対象業務が不明であるため、対象業務をより詳細に示すべきである。	今後標準仕様書が作成される事務については、本政令案及び命令案の制定時点では抽象的な事務・業務分野を規定することとし、標準仕様書を公表し、更に事務を特定できた段階で、必要に応じて、標準化対象事務の見直しを行うことを想定しています。	なし
	政令案 第10号 デジタル庁令・総務省令案 第9条 政令案 第16号 デジタル庁令・総務省令案 第15条 特定健康診査、特定保健指導及び後期高齢者健康診査の業務が標準化対象業務に含まれるかどうかは上記の条文から判断できないため、対象業務をより詳細に示すべきである。 また、これらの業務は、自治体によって事務取扱等が異なる(＊)ため、対象業務を示す際には、各自治体の事情を配慮願いたい。 (＊)例えば、本市では、費用決裁等に国保連システムではなく別システム(財務会計システムや大型汎用コンピュータで動作するシステム)を使用している 等	特定健康診査、特定保健指導及び後期高齢者健康診査については、地方自治体毎に管理するシステムや事務取扱等が異なっている現状があるため、当該現状を踏まえ、引き続き検討してまいります。	なし
	政令案 第12号 デジタル庁令・総務省令案 第11条 「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」等に基づく支援給付事務は、生活保護法を準用した類似の事務であり、システムのにも一体的であることから、対象業務に含めることが望ましい。	今般の標準化対象事務については、地方公共団体における情報システムによる処理の内容の共通性や、住民の利便性の向上及び行政運営の効率化といった効果を踏まえて対象範囲を検討したものであり、現時点では、ご指摘の事務については含まれておりません。 引き続き、地方公共団体のご意見を踏まえながら検討してまいります。	なし
	政令案 第12号 デジタル庁令・総務省令案 第11条 生活保護事務に伴う債権管理については、生活保護法に基づくもの(法63条、78条など)のほか、民法や地方自治法施行令等に基づくものも存在するが、管理の範囲が条文からは判断できないため、対象をより詳細に示すべきである。	生活保護に関する事務については、今後標準仕様書が作成されることとなっており、本政令案及び命令案の制定時点では抽象的な事務・業務分野を規定することとし、標準仕様書を公表し、更に事務を特定できた段階で、必要に応じて、標準化対象事務の見直しを行うことを想定しています。	なし
	デジタル庁令・総務省令案 第12条第4号 地域生活支援事業(総合支援法第三章)は、自立支援給付と一体的に支給を決定するため、対象業務として含むべきである。	地域生活支援事業は、地域の実情に応じ地方公共団体ごとの創意工夫により多様なサービスが行われていることから、必ずしも自立支援給付と一体的に支給決定が行われているとは限らないと承知しております。引き続き、地方公共団体のご意見を踏まえながら検討してまいります。	なし
	政令案 第14号 デジタル庁令・総務省令案 第13条第1号 介護保険法における「第3章 介護認定審査会」及び「第6章 地域支援事業等」が対象となっているが、先般発出された介護保険標準仕様書【第1.0版】においては、認定審査会業務及び総合事業を含む地域支援事業は標準化対象外とされている。標準化の対象となる事務と、対象とならない事務を明確にしたうえで、省庁令の規定を読めば、これらの事務を特定できるよう、具体的に規定すべきである。	介護保険システム標準仕様書【第1.0版】については2021年8月に公表しておりますが、現在、2022年の夏に向けて当該仕様書の改定を検討しているところです。 このため、介護保険におけるシステム標準化の対象となる事務の範囲は、今後の改定を見据え、本政令案及び命令案の制定時点でシステム標準化の対象となりうる事務を規定しています。 今後、更に事務を特定できた段階で、標準化対象事務の見直しを含め、対象範囲の明確化を行ってまいります。	なし
	政令案 第15号 デジタル庁令・総務省令案 第14条 過誤納金の還付業務が標準化対象業務に含まれるかどうかについて、左記の条文から判断できないが、含まれていないのであれば対象とすべきである。	標準仕様書の対象業務に含める方向で検討しています。	なし
	政令案 第16号 デジタル庁令・総務省令案 第15条 過誤納金の還付業務が標準化対象業務に含まれるかどうかについて、左記の条文から判断できないが、含まれていないのであれば対象とすべきである。	標準仕様書の対象業務に含める方向で検討しています。	なし
	政令案 第17号 デジタル庁令・総務省令案 第16条 年金生活者支援給付金の支給に関する法律についても含めるべきである。	当該規定については、国民年金法に関する法定受託事務(被保険者資格の種別変更、住所変更、氏名変更等を含む)を標準化対象事務とすることを念頭に規定を行っているものです。今後、標準仕様書を作成する当たっては、年金生活者支援給付金の支給に関する法律に係る事務との関係性にも十分に留意しつつ、検討を行ってまいります。	なし
	政令案 第18号等 福祉医療費支給制度については、国事業ではないが全都道府県が実施しており、実質的には全国制度であるため、標準化対象業務に含めるべきである。 その他の自治体独自の事業についても、標準化対象業務と連携してシステム構築されているものは、最大限対象業務として含めていただきたい。	今般の標準化対象事務については、主として法令で定められている等により地方公共団体において実施することとなっている事務について、地方公共団体における情報システムによる処理の内容の共通性や、住民の利便性の向上及び行政運営の効率化といった効果を踏まえて対象範囲を検討したものであり、ご指摘の事務については含まれておりません。	なし

No.	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	命令等へ反映の有無
36	ほぼ全ての行政手続き(出生届、子育てに関する届、介護、予防接種、健診、年金、死亡届など)をデジタル化してマイナンバーで管理し、デジタル庁で一括管理することは反対です。 なぜなら、デジタル庁は令和3年11月26日にデジタル庁はGoogleとAmazonに情報管理を任せる契約をしています。これでは日本人の情報がすべて外国籍企業にわたってしまいます。そうならないように、デジタル庁での一括管理をやめてください。	地方公共団体情報システムの標準化・共通化の取組は、住民の皆様の利便性の向上と地方公共団体の行政運営の効率化に寄与することを目的とするものであり、御懸念のような個人情報の流出に繋がるものではありません。 いずれにしても、本取組の推進にあたっては、今後も広く御意見を伺いながら進めてまいります。	なし
37	公金受取口座登録法施行規則案に関する意見 反対します。 デジタルで一括管理は昨今、周辺情勢が緊迫状況にある中EMP攻撃された場合に国民の情報が全部飛んでしまうと思います。やはり紙で残しておくべきです。 それからデジタルでは外国に情報だだ漏れするので危険です。 更に超管理社会は望んでいません。 今まで通りアナログでも何にも困りません。	地方公共団体情報システムの標準化・共通化の取組は、住民の皆様の利便性の向上と地方公共団体の行政運営の効率化に寄与することを目的とするものであり、御懸念のような個人情報の監視・管理に繋がるものではありません。 いずれにしても、本取組の推進にあたっては、今後も広く御意見を伺いながら進めてまいります。	なし
38	私たちの住んでる自治体の個人情報もすべてマイナンバーでデジタル庁へ行くとききました。全ての行政手続き(※いわゆる役所に出す届け出→出生届、子育てに関する届、介護、予防接種、健診、年金、死亡届など)をデジタル化してマイナンバーで管理し、デジタル庁で一括管理し、その情報管理をGoogleとAmazonに任せる契約をすることに反対します。なぜなら、アメリカにはクラウド法といって、アメリカ企業の持つ情報を政府が令状なしで勝手に開示する権限があるからです。アメリカに日本人の情報が勝手に利用される危険があるからです。絶対にやめて下さい。	地方公共団体情報システムの標準化・共通化の取組は、住民の皆様の利便性の向上と地方公共団体の行政運営の効率化に寄与することを目的とするものであり、御懸念のような個人情報の流出に繋がるものではありません。 いずれにしても、本取組の推進にあたっては、今後も広く御意見を伺いながら進めてまいります。	なし
39	反対します。地方公共団体の情報や個人情報をマイナンバーで一括管理、外国企業へ渡すことに反対します。	地方公共団体情報システムの標準化・共通化の取組は、住民の皆様の利便性の向上と地方公共団体の行政運営の効率化に寄与することを目的とするものであり、御懸念のような個人情報の監視・管理に繋がるものではありません。 いずれにしても、本取組の推進にあたっては、今後も広く御意見を伺いながら進めてまいります。	なし
40	日本国民の個人情報を日本国内で管理できないというのは一体どういうことですか ？今までにも沢山の税金をお納めしてしてきましたが、こんな行政は手を抜いていいけど一般市民は厳しく監視、管理していくといっているようなものです。この政令命令には反対します。	地方公共団体情報システムの標準化・共通化の取組は、住民の皆様の利便性の向上と地方公共団体の行政運営の効率化に寄与することを目的とするものであり、御懸念のような個人情報の監視・管理に繋がるものではありません。 いずれにしても、本取組の推進にあたっては、今後も広く御意見を伺いながら進めてまいります。	なし
41	断固反対です！ 全て監視社会で人々をコントロールするのは差別以外なにものでもないと考えます。 聞こえの良いシステムの標準化という名前ばかりのコントロール 人は皆自由なはずです。 中国のように全て監視される社会に日本はなりたいのですか？それを勧めるのは何故ですか？ 今一度まだ良心が残っている方がいるのであれば、日本人は日本人で立て直せるということに気づいていただきたい。	地方公共団体情報システムの標準化・共通化の取組は、住民の皆様の利便性の向上と地方公共団体の行政運営の効率化に寄与することを目的とするものであり、御懸念のような個人情報の監視・管理に繋がるものではありません。 いずれにしても、本取組の推進にあたっては、今後も広く御意見を伺いながら進めてまいります。	なし
42	そもそも大臣含めてITに秀でた方がいないのに、国民の大切な情報を外部に委託(海外)するという発想が危機管理能力がないと考えます。 相手国の法律もきちんと把握していますか？ この法案実施を検討しているということは、日本国民をアメリカに売り渡す行為とみなします。 ワクチンパスポートといい、断固反対です。 メリットよりもデメリットが大きすぎます。	地方公共団体情報システムの標準化・共通化の取組は、住民の皆様の利便性の向上と地方公共団体の行政運営の効率化に寄与することを目的とするものであり、御懸念のような個人情報の流出に繋がるものではありません。 いずれにしても、本取組の推進にあたっては、今後も広く御意見を伺いながら進めてまいります。	なし
43	何でも紐付けするのはやめてください。 管理社会には反対です。	地方公共団体情報システムの標準化・共通化の取組は、住民の皆様の利便性の向上と地方公共団体の行政運営の効率化に寄与することを目的とするものであり、御懸念のような個人情報の監視・管理に繋がるものではありません。 いずれにしても、本取組の推進にあたっては、今後も広く御意見を伺いながら進めてまいります。	なし
44	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則案に係る意見募集について マイナンバーをデジタル化することによって 知られてはならない個人情報が 流出してしまうので反対します。	ご意見については直接本政令案・命令案に係るものではないかと思いますが、地方公共団体情報システムの標準化・共通化の取組は、住民の皆様の利便性の向上と地方公共団体の行政運営の効率化に寄与することを目的とするものであり、今後も広く御意見を伺いながら進めてまいります。	なし

No.	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	命令等へ反映の有無
45	この法案に反対します。 行政に個人の細部までマイナンバーで一括管理されたくありません。 また、紛失・盗難に遭うと大変危険なカードになります。現状維持で十分。あれやこれやと紐づけたくありません。 また、デジタル管理は危ういです。アナログを残すべき。 令和3年11月26日にデジタル庁はGoogleとAmazonに情報管理を任せる契約をしています。アメリカにはクラウド法と いって、アメリカ企業の持つ情報を政府が令状なしで勝手に開示する権限があります。 アメリカに日本人の情報が勝ってに利用される危険があります。 ゆりかごから墓場まで、監視・管理される社会、気味が悪いです。 勝手に決めないでください。	地方公共団体情報システムの標準化・共通化の取組は、住民の皆様の利便性の向上と地方公共団体の行政運営の効率化に寄与することを目的とするものであり、御懸念のような個人情報の流出や監視・管理に繋がるものではありません。 いずれにしても、本取組の推進にあたっては、今後も広く御意見を伺いながら進めてまいります。	なし
46	人間をデジタル化しないで貰えますか？ 人間の自由意志を尊重します。 反対！ 犯罪！	本政令案及び命令案に係る具体的な反対の理由は明らかではありませんが、本件政令案及び命令案は、標準化法第2条第1項に規定する標準化対象事務を定めるものです。 今後も広く御意見を伺いながら進めてまいります。	なし
47	地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令(案)及び同令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令(案)に反対します。これらの案は却下してください。 これらの政令や命令が実施されれば日本人の生命・個人情報がアメリカに渡り、彼らによって監視・管理されるようになります。このとうな事は断じて許されません。 これ以上日本の主権を奪うような行為をやめてください。	地方公共団体情報システムの標準化・共通化の取組は、住民の皆様の利便性の向上と地方公共団体の行政運営の効率化に寄与することを目的とするものであり、御懸念のような個人情報の流出や監視・管理に繋がるものではありません。 いずれにしても、本取組の推進にあたっては、今後も広く御意見を伺いながら進めてまいります。	なし
48	無理にデジタル化しないでください。 情報漏えいが心配です。 国内産サーバーではなく、アメリカの「アマゾン」や「グーグル」のサーバーを使用することにも不安を覚えます。 アメリカも自国の重要な機密データを扱うのに国外製品は決して導入しないとの記事を読んだことがあります。 他国サーバーを使い、他国に情報が漏れることは目に見えています。 日本国民の個人情報を守ってください。 他国に日本国民の情報を売らないでください。 無理にデジタル化しないでください。	地方公共団体情報システムの標準化・共通化の取組は、住民の皆様の利便性の向上と地方公共団体の行政運営の効率化に寄与することを目的とするものであり、御懸念のような個人情報の流出に繋がるものではありません。 いずれにしても、本取組の推進にあたっては、今後も広く御意見を伺いながら進めてまいります。	なし
49	この政令と命令が通れば、日本人の個人情報がデジタル庁からGoogle、Amazonに渡り、アメリカ政府が自国の企業に情報の開示を求めれば個人情報がアメリカに渡ってしまいます。 ふざけんなよ。政令の名前長すぎんだよ。こんなの国民が見るわけ無いだろ。ぼけ！	地方公共団体情報システムの標準化・共通化の取組は、住民の皆様の利便性の向上と地方公共団体の行政運営の効率化に寄与することを目的とするものであり、御懸念のような個人情報の流出に繋がるものではありません。 いずれにしても、本取組の推進にあたっては、分かりやすい情報の提供に努めるとともに、今後も広く御意見を伺いながら進めてまいります。	なし
50	地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令(案)及び同令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令(案)に対して反対します。 個人情報を管理できるだけの信用がないです。年金、コロナ対策アプリ…まともに運用できたことがないですよね。 できもしないのに大層なことを言わないでほしい。	地方公共団体情報システムの標準化・共通化の取組は、住民の皆様の利便性の向上と地方公共団体の行政運営の効率化に寄与することを目的とするものであり、御懸念のような個人情報の監視・管理に繋がるものではありません。 いずれにしても、本取組の推進にあたっては、今後も広く御意見を伺いながら進めてまいります。	なし
51	全てをネット管理することを反対いたします。これだけ流出事故が発生しているのに、何故デジタル管理なのでしょう か？また、チケット、ラインといったアプリも政府としては危険と示唆したにも関わらず、どうして現在も抜け出せないのでしょうか？更にいえば、子供にはスマホなどの通信機器を与えないようにしてほしいです。 デジタル管理社会を反対いたします。	地方公共団体情報システムの標準化・共通化の取組は、住民の皆様の利便性の向上と地方公共団体の行政運営の効率化に寄与することを目的とするものであり、御懸念のような個人情報の流出や監視・管理に繋がるものではありません。 いずれにしても、本取組の推進にあたっては、今後も広く御意見を伺いながら進めてまいります。	なし
52	地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令(案)及び同令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令(案)に対する意見 給付金関係の行政手続きをデジタル化してマイナンバーで管理し 給付金の受け取り口である銀行口座等をマイナンバーと結び付け デジタル庁で一括管理する事に断固反対します。 またその個人情報を Amazon Googleといった外資に管理させる事は 日本人の個人情報をアメリカに売り渡すも同然です。断固反対致します。	地方公共団体情報システムの標準化・共通化の取組は、住民の皆様の利便性の向上と地方公共団体の行政運営の効率化に寄与することを目的とするものであり、御懸念のような個人情報の流出や監視・管理に繋がるものではありません。 いずれにしても、本取組の推進にあたっては、今後も広く御意見を伺いながら進めてまいります。	なし

No.	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	命令等へ反映の有無
53	「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令(案)及び同令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令(案)に対する意見」 給付金関係の全ての行政手続き(介護、子育て、年金、保険など)をデジタル化してマイナンバーで管理し、さらに、その給付金の受け取り口である銀行口座などの個人情報もマイナンバーと結び付け、デジタル庁で一括管理するのは絶対にやめてください！ デジタル庁は令和3年11月26日にデジタル庁はGoogleとAmazonに情報管理を任せる契約をしていますよね。アメリカにはクラウド法といって、アメリカ企業の持つ情報を政府が令状なしで勝手に開示する権限があります。つまり、このままこの法案を通し、デジタル庁に個人情報を渡せば、アメリカに日本人の個人情報が売りわたされるのも同然だと思います。これに強く反対します。	地方公共団体情報システムの標準化・共通化の取組は、住民の皆様の利便性の向上と地方公共団体の行政運営の効率化に寄与することを目的とするものであり、御懸念のような個人情報の流出や監視・管理に繋がるものではありません。 いずれにしても、本取組の推進にあたっては、今後も広く御意見を伺いながら進めてまいります。	なし
54	苦情であるが、（意見募集要領及び報道資料だけでなく）政令案・命令案・改正案等についてはその概要について示した書類について作成して提示を行なわれたい。	御意見を踏まえ、地方公共団体情報システムの標準化・共通化の取組の推進にあたっては、分かりやすい情報の提供に努めてまいります。	なし
55	デジタル庁が個人情報の一律管理をすることに反対します。 地方自治体があるので、一律に管理する必要がないように思います。マイナンバーを国民に振り付けた時点で、税金の管理等はできているはずです。 そもそもデジタル庁の存在意義が不明です。	地方公共団体情報システムの標準化・共通化の取組は、住民の皆様の利便性の向上と地方公共団体の行政運営の効率化に寄与することを目的とするものであり、御懸念のような個人情報の監視・管理に繋がるものではありません。 いずれにしても、本取組の推進にあたっては、今後も広く御意見を伺いながら進めてまいります。	なし
56	地方自治体が存在し、市民の一般的な管理はできていると思慮するため、一括かんりの必要性は全くない。そもそも、様々な自治体がある中で標準化する必要性もなく、その機能の全てをデジタル化する必要もない。よって、デジタル庁自体の必要性もなくなる。 仮に一括管理のデジタル化を推進するのであれば、地方自治の必要性はなくなるか若しくは縮小しなければ本当の意味での標準化は図れないものと思慮する。 つまり、デジタル化は必要ない。	地方公共団体情報システムの標準化・共通化の取組は、住民の皆様の利便性の向上と地方公共団体の行政運営の効率化に寄与することを目的とするものであり、御懸念のような個人情報の監視・管理に繋がるものではありません。 いずれにしても、本取組の推進にあたっては、今後も広く御意見を伺いながら進めてまいります。	なし

※ ご意見やご意見に対する考え方における条・号番号については、公布された政令等の該当条・号番号としています。